

## 附属書[10] 小型ボイラ等の基準

- 1 附属書[4]「構造等の基準」の規定により難い小型ボイラ等に該当するボイラ(大気開口端を有するボイラ(開口端に至る管装置に弁がなく、かつ、加熱器及び管系に過圧のおそれがないものを含む。))を除く。)の材料、構造、強度、附帯設備等については、次に掲げるところによる。
  - (1) JIS B 8201「陸用鋼製ボイラーの構造」又は JIS B 8203「鋳鉄ボイラーの構造」に適合していること。
  - (2) 次に掲げる安全装置が備え付けられていること。
    - (i) 制限気圧以下の圧力で作動する適当な寸法の安全弁又は圧力逃がし管
    - (ii) 内部でのガス爆発を防止するためのプレバージ装置
    - (iii) 次に掲げる場合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置。この場合において、警報については、附属書[9]「安全装置の基準」による。
      - (イ) 火炎が消失した場合
      - (ロ) 自動点火に失敗した場合(自動点火装置を備えるボイラに限る。)
      - (ハ) 内部に(i)に掲げる安全装置の作動圧力を超える過圧が生じた場合。この場合において、自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置は、制限気圧以下の圧力で作動するものであること。
      - (ニ) ボイラ水が不足した場合
  - (3) 受圧部は、制限気圧の2倍の圧力又は0.2MPaのうちいずれか大きい方の圧力に耐えられるものであること。
- 2 附属書[4]「構造等の基準」の規定により難い小型ボイラ等に該当する圧力容器の材料、構造、強度、附帯設備等については、次に掲げるところによる。
  - (1) JIS B 8265「圧力容器の構造—一般事項」並びに JIS B 8266「圧力容器の構造—特定規格」に適合していること。
  - (2) 制限圧力を超えるおそれのある圧力容器にあっては、制限圧力以下の圧力で作動する適当な寸法の逃がし弁が備え付けられていること。
  - (3) 受圧部は、制限気圧の1.5倍の圧力に耐えられるものであること。
- 3 附属書[4]「構造等の基準」の規定により難い小型ボイラ等に該当する熱媒油加熱器の材料、構造、強度、附帯設備等については、次に掲げるところによる。
  - (1) 機関の排ガスにより直接熱媒油を加熱する熱媒油加熱器以外の熱媒油加熱器
    - (i) 1((2)(iii)(ハ)及び(ニ)を除く。))の規定に適合していること。
    - (ii) 熱媒油の温度を定められた範囲内に整定させるための温度制御装置が備え付けられていること。
    - (iii) 膨脹タンク元弁が閉鎖されている場合には燃焼装置が起動しないようインターロックが備え付けられていること。ただし、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶以外の船舶及び漁船(施行規則第1条第2項第1号及び第2号の漁船をいう。))には適用しない。
    - (iv) 膨脹タンクには、液量計測装置が備え付けられていること。この場合において、液量計測装置については、附属書[11]「補機及び管装置」によること。
    - (v) 循環ポンプには、吐出側及び吸入側の適当な場所に圧力計が備え付けられていること。
    - (vi) 貨物の加熱に用いる熱媒ヒーターの熱媒油管装置にあっては、貨物油タンクの熱媒油出口及び加熱貨物油タンクの適当な場所に温度計が備え付けられていること。
    - (vii) 管、弁、膨脹タンクの材料、構造、配置等については、引火点61℃を超える燃料油装置に準ずること。
    - (viii) 次に掲げる場合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置が備え付けられていること。この場合において、警報については、附属書[9]「安全装置の基準」による。
      - (イ) 熱媒油の温度が異常に上昇した場合

- (ロ) 熱媒油の流量が低下した場合又は加熱器の出入口間の熱媒油に差圧が生じた場合
  - (ハ) 膨脹タンクの液面が異常に低下した場合
  - (ix) 熱媒油循環ポンプを駆動する原動機は、当該熱媒油加熱器を設置した以外の場所から停止することができるものであること。
  - (2) 機関の排ガスにより直接熱媒油を加熱する熱媒油加熱器
    - (i) 1((2)(ii)及び(iii)を除く。)の規定に適合していること。
    - (ii) (i)((i)及び(viii)を除く。)の規定に適合していること。この場合において、(iii)の「燃焼装置が起動しない」とは、(iv)のダンパが閉鎖されていることをいう。
    - (iii) 次に掲げる場合に警報を発する装置が備え付けられていること。この場合において、警報については、附属書[9]「安全装置の基準」による。
      - (イ) 熱媒油の温度が異常に上昇した場合
      - (ロ) 熱媒油の流量が低下した場合又は加熱器の出入口間の熱媒油に差圧が生じた場合
      - (ハ) 膨脹タンクの液面が異常に低下した場合
    - (iv) 熱媒油加熱器への排ガス導入部には、ダンパが設けられていること。この場合において、当該排ガス導入部が閉鎖された場合に排ガスを供給する機関の運転に支障がないこと。
    - (v) 熱媒油加熱器から漏洩した熱媒油が排ガスを供給する機関に流入しないこと。
- 4 1の規定にかかわらず、大気開口端を有する油だき温水器(開口端に至る管装置に弁がなく、かつ、加熱器及び管系に過圧のおそれがないものを含む。)の構造、強度及び附帯設備については、次に掲げるところによる。
- (1) 十分な強度を有するものであること。
  - (2) 次に掲げる安全装置が備え付けられていること。
    - (i) 制限気圧以下の圧力で作動する適当な寸法の圧力逃がし管
    - (ii) 次に掲げる場合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置。この場合において、警報については、附属書[9]「安全装置の基準」による。
      - (イ) 火炎が消失した場合
      - (ロ) 自動点火に失敗した場合(自動点火装置を備える油だき温水器に限る。)
      - (ハ) 給水が不足した場合